

緊急事態解除後の要請等について

	現行の要請等 (兵庫・大阪・京都)	本県の解除後の要請等	備考												
区 域	全 域	全 域													
期 間	1月14日(木)から 3月7日(日)まで	解除日(※)から 3月7日(日)まで (※)緊急事態措置区域から除外された日													
① 外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出自粛を要請 特に 20 時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請 〔特措法第 45 条第 1 項に基づく〕 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出自粛を要請 特に <u>21 時以降</u>の徹底した不要不急の外出自粛を要請 〔特措法第 24 条第 9 項に基づく〕 													
② 施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店、遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店の 20 時までの営業時間短縮(酒類の提供は 11 時から 19 時まで)を要請 〔特措法第 24 条第 9 項に基づく〕 ※協力金の支給 支給額：1 日あたり 6 万円/店舗×時短営業日数 ・特措法によらない働きかけ <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場、集会場、運動施設、遊技場 等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 20 時までの営業時間短縮、11 時～19 時までの酒類提供 人数上限 5,000 人、かつ、収容率要件 50%以下とすること </td> </tr> <tr> <td>物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く) 等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 20 時までの営業時間短縮、11 時～19 時までの酒類提供 </td> </tr> </tbody> </table>	施設	内容	劇場、集会場、運動施設、遊技場 等	<ul style="list-style-type: none"> 20 時までの営業時間短縮、11 時～19 時までの酒類提供 人数上限 5,000 人、かつ、収容率要件 50%以下とすること 	物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く) 等	<ul style="list-style-type: none"> 20 時までの営業時間短縮、11 時～19 時までの酒類提供 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店、遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店の <u>21 時までの</u>営業時間短縮(酒類の提供は 11 時から 20 時まで)を要請 〔特措法第 24 条第 9 項に基づく〕 ※協力金の支給 支給額：1 日あたり <u>4 万円</u>/店舗×時短営業日数 財 源：国負担 80%、 県負担 20%×2/3、 市町負担 20%×1/3 ・特措法によらない働きかけ <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場、集会場、運動施設、遊技場 等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>21 時までの</u>営業時間短縮、11 時～<u>20 時までの</u>酒類提供 人数上限 5,000 人、かつ、収容率要件 50%以下とすること </td> </tr> <tr> <td>物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く) 等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>21 時までの</u>営業時間短縮、11 時～<u>20 時までの</u>酒類提供 </td> </tr> </tbody> </table>	施設	内容	劇場、集会場、運動施設、遊技場 等	<ul style="list-style-type: none"> <u>21 時までの</u>営業時間短縮、11 時～<u>20 時までの</u>酒類提供 人数上限 5,000 人、かつ、収容率要件 50%以下とすること 	物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く) 等	<ul style="list-style-type: none"> <u>21 時までの</u>営業時間短縮、11 時～<u>20 時までの</u>酒類提供 	
施設	内容														
劇場、集会場、運動施設、遊技場 等	<ul style="list-style-type: none"> 20 時までの営業時間短縮、11 時～19 時までの酒類提供 人数上限 5,000 人、かつ、収容率要件 50%以下とすること 														
物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く) 等	<ul style="list-style-type: none"> 20 時までの営業時間短縮、11 時～19 時までの酒類提供 														
施設	内容														
劇場、集会場、運動施設、遊技場 等	<ul style="list-style-type: none"> <u>21 時までの</u>営業時間短縮、11 時～<u>20 時までの</u>酒類提供 人数上限 5,000 人、かつ、収容率要件 50%以下とすること 														
物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く) 等	<ul style="list-style-type: none"> <u>21 時までの</u>営業時間短縮、11 時～<u>20 時までの</u>酒類提供 														
③ イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> イベントの開催要件を、人数上限 5,000 人、かつ、屋内にあっては収容率 50% 以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保 〔特措法第 24 条第 9 項に基づく〕 あわせて、20 時までの時間短縮を働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> イベントの開催要件を、人数上限 5,000 人、かつ、屋内にあっては収容率 50% 以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保 〔特措法第 24 条第 9 項に基づく〕 あわせて、<u>21 時までの</u>時間短縮を働きかけ 													
④ 出勤抑制 〔特措法第 24 条第 9 項に基づく〕	<ul style="list-style-type: none"> 「出勤者数の 7 割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 	同左													

(注) 解除後の要請内容については、近隣府県の動向、国の方針、感染状況を踏まえて、総合的に判断